

平成26年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成26年 9月 5日

閉 会 平成26年 9月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（9月9日）

出席議員 7名

2番	藤田修一君	3番	森弘美君
4番	坂本豊君	5番	久慈省悟君
6番	青木倉元君	7番	山舘清剛君
8番	木村修君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈修一君
教 育 長	吉崎博君
会 計 管 理 者	小松生佳君
総 務 課 長	坂本亮君
税 務 課 長	越田茂弘君
住 民 課 長	柿崎真人君
健 康 福 祉 課 長	佐井邦彦君
教 育 課 長	坂本勝教君
産 業 振 興 課 長	中川悟君
建 設 課 長	大川誠治君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川崎幸治君
会 計 監 査 委 員	武井昭夫君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	芳 賀 作 君
議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7 番	山 舘 清 剛 君
2 番	藤 田 修 一 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 4番 坂本 豊 議員

第2 一般質問 5番 久慈省悟 議員

午前9時40分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 4番 坂本 豊 議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は2名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、4番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊でございます。きょうは、3点について質問をいたします。

まず最初に、農業への助成について伺います。

農業は村の基幹産業であるため、村長は農業への取り組みについてどのように考えているのか、まず最初に質問をいたしたいと思います。

3項目ありますけれども、1項目ずつ質問をいたします。

各地区の揚水ポンプの電気料が、実は春からの天気がよくて雨が余り降らないということで、ポンプの電気料が予算をオーバーしているということがこの前の改良区の管理委員会で報告をされていまして。それによりますと、もう既に140万円以上の電気料が中沢、長科地区で発生しているわけです。聞いておるところでは、蓬田地区でも電気料が非常に高いということを知っております。このために、まだ公式ではありませんけれども、改良区では村に対して200万円ほどの電気料の助成を願う要望書を出したいということを知っております。これについて村長は助成についてどのように考えるのか、まず最初にお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 揚水ポンプ電気料の助成につきましては、土地改良区や振興組合などの団体からは具体的にまだ相談、要望は来ておりません。関係団体からの資料を提出していただいて現状と問題点を報告していただければ検討したいと思っております。以上であります。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今、ことしの米の価格が1万円を切るという話が出ております。

私は業者へ米の値段のことを聞いたら、もう昨年の米の在庫がいっぱいありすぎて1万円を切るという話をしております、実は8000円台という話もしております。こうなりますと改良区の賦課金に対して電気料金を追加で要求するというのは非常に困難であります。私も管理委員会委員になっておりますけれども、10アール当たり1,000円の賦課金を上げるということはもうできないと、ギリギリの線でやっております。ですから、毎年350万円の電気料金を予算計上しているわけですが、先ほど言ったように、もう既に400万円以上を超えているわけですね。これを賦課金で賄うということは大変だということでもあります。今、課長がまだ要望書が出されていないということでありました。改良区に聞いても、まだこれから出すという話をしておりましたので、もしその要望書が出された時点では、ぜひ前向きに検討していただければと思っております。

次に、2番目の航空防除の助成金であります。これも同じく、ことしもまた2回目の防除に使う薬、いもちが発生しているということで予防剤をやめて、治療にも効果があるというブラシンという、ちょっと若干10アール当たり140円ほど高い薬を使用しました。そのためまた農家への負担金がふえることになるわけですが、今年は天候の関係でいもちが去年よりも多く見られているので、このブラシンという予防効果だけでなく治療効果もあるという薬剤を散布したために、若干出てはおりますけれども、かなりいもち病が抑えられたのではないかと思います。ただ、農家への負担、またふえるということになります。前に35万円ほど航空防除の農薬代ということで助成をお願いして、今現在185万円になっております。これを、米の値段が先ほど言ったように下がるということになると農家の負担がますます厳しくなる状況にありますので、ぜひ村でこういう基幹産業の、農業は基幹産業でありますので、農家の減収を食いとめるためにもぜひ力をかしてほしいということで、航空防除への助成金の上積みをお願いしたいのですが、これについても答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 蓬田村地域病虫害防除事業農薬助成補助金につきましては、平成25年度まで135万円だったものを平成22年度より185万円とし、金額で50万円、率にして37%増額しております。他の補助金なども減額される中、これ以上の増額はちょっとこの状態では厳しいのではないかと考えております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 財政が厳しいということはわかります。でも、村の基幹産業であ

る農業に対して助成していくということは何ら難しいことではないと私は思うわけですね。ホタテ残渣についても多額の今費用をかけて、予算をつぎ込んでやっているわけで、農家に対しても、それ相応ということではないのですけれども、それに見合うような助成をしてもよいと私は思っておりますが、そんな、前に50万円増額したからあとは無理ということでは余りにも冷たい農政になると思います。村長、その辺について、課長の答弁では満足できませんので村長のほうからぜひ答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 担当課長からお話、今答弁あったように、やはり財政的な問題もこれは絡む問題でありますし、もう一つは航空防除の補助金がじゃ適切なのは幾らなのかという、そういう問題になるのかというふうに思います。コストが上がるから、例えば米の生産費が下がったから、じゃ幾らやるかということになりますと、じゃその米の値段が上がったときはそれを減らしてもいいかという問題にまで行くわけでございますので、航空防除の経費が米の生産費に占める割合というものをもう少し検討しないと、これは正しい答えが出ないのではないかと、私はそのように思っています。いずれにしましても、その内容で例えば補助金、村の補助金審議委員会などがそれで妥当だというふうな回答がもらえるかどうか、ここが1つの、何ていうのですか、起点だと思って、起点というのはターニングポイントだと、私はそのように思っています。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 金額にして185万円ですね。これが、これ以上助成金を農家に与えることは不可能という、そういう気持ちはほとんど理解できませんね。温泉とかなんかにはなぜあのように、じゃ燃料が上がったから何百万という助成をすることができるのですか。皆さん何に利用しているか、そういうことを答弁していただきたいと思いません。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） まず、温泉に対してなぜお金を払って、これには払えないのかという議論でございますけれども、やはりそれは同じ行政の政策上の問題であってもちよっと異質な感じが私はします。と申しますのは、温泉とかアシストの問題については、やはり過去にもいろいろな議論があって、村民の環境衛生っていうのですか、そちらの向上のために使うんだという、そんな議論が交わされていることから始まっていますので、今のこの航空防除というのは1つの産業に対してどのくらいの補助をするかという

ところが論点ではないかと思うわけであります。したがって、アシストと比べるというのはちょっと無理かなというふうな気がします。

また、ついでに申し上げれば、ホタテ残渣の処理というのは、1つは村が一般廃棄物に対して最終責任をとるという形から始められた事業でございまして、航空防除と並べて議論するということは少し無理があるかと思えます。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 質問も3回を超えてしまいますので、これ以上は質問しませんけれども、185万円という金額に対して村がそれほど負担になるという金額ではないわけですね。これが1,800万円とかを2,500万円にせいとかいう議論ではないし、ここに久慈村長の農業への意気込みとかそういうことも考慮して、皆さん米の値段が下がって、これ以上再生産できないという瀬戸際まで追い込まれているのに対して50万、100万円の補助金は意味がないと、理由もないということで議決するということは、私は本当に冷たい農政だと言わざるを得ないわけです。

次に、3番目のペレット事業についてお伺いたします。

きのうもちょっと決算委員会でペレットのことを質問いたしました。ペレットの事業というのは前の村長が進めていた農業法人化の問題と一体になって進められて、総予算額5億5,000万円ほどになるということも検討委員会で報告されました。私としては、このペレット事業そのものは切り離してでもやれるんじゃないかというふうに考えているわけですね。私たち、村長も議員のときにペレットの機械を製造している事業所2カ所、石川県のほうと広島県の因島に行ってきた見てきたわけです。これが実現できるかどうかという問題は非常に難しいところもあったわけですが、何せ役場が計画書をつくりますと膨大な費用がかさんで規模も大きくなってしまったわけです。

でも、もみ殻は米を生産して精米するたびに排出されます。毎年出て、この処理にいいよ手間と暇がかけられているわけですが、ライスセンターのほうでも何か堆肥が売れ行きがよくないという話も聞いているわけです。きのうはホタテの残渣処理に使えないかという話も村長しておりましたけれども、基本的には資源の有効活用と農家のもみ殻の処理に貢献するということが村が助成をしてペレット製造機械を、またはペレットでなくてもモミガライトという、広島の因島に行ってきたときに私ども議員が見てきた、ああいふ500万円から600万円の機械であればできるわけですが、試験的にそういう機械を導入して製作してみたらいいと思うわけですが、村長は事業そのものが赤字だという

ことで話は白紙状態になっているわけです。これについて再度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） もみ殻ペレット事業につきましては、村担い手育成総合支援協議会の県の事業、農山村地域経営担い手育成システム確立事業の中で平成24年、25年度の2カ年で検討してまいりました。そして、平成25年度末のこし3月に農業法人組織検討会事務局の編集ということで蓬田村農業法人組織設立計画書が提出されております。その計画書の中で、もみ殻ペレット事業につきましては事業関連経費1億7,600万円であること、事業の財源として補助金と過疎債を考えていること、蓬田村アシスト株式会社が事業主体となること、事業としては当面赤字になることなどが報告されております。

現在、ホタテ残渣堆肥化処理施設建設事業や村営住宅建設事業などが行われていることや3月に報告された時点で構想段階で事業化に向けて具体的に進んでいなかったこと、また先ほど挙げた点などが問題点として考えられることから、このままでは事業実施は難しいと考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 確かに1億7,000万円という数字が今言われましたけれども、もっとビニールハウスとか簡易な方法でやるということも私は可能だと思います。機械そのものが500万円か600万円で、建物の設備に、大きなハウスとかそういうものに多額の予算が出されているわけですね。例えば補助金を使うとすれば規格に合った、雪に耐えられるような強固な建物をつくる必要があるわけですが、北海道へこの法人化の検討委員会が視察したときには、ほとんどパイプハウスの中で保管をしていたし、そういう大きな建物ではなかったわけです。やろうと思えば簡便な方法でやる方法があると思うわけですね。ですから、私が今言いたいのは、前の法人検討委員会が出した資料に基づくのではなく新たに別の、村長がかわったので新たなこういうもみ殻の処理のやり方を検討しながらできないかということを質問しているわけです。その点についてどうでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 確かに今坂本議員がおっしゃるように簡便な方法で安い、いわゆる事業を安いコストでそれを実施できないかということになるわけでありましてけれども、基本的な問題は村がどうかかわり方をするのかということが非常に大切な部分であ

ります。これは村長がかわったからその行政の中身が変わるということではなくて、これは正式に村がつくった計画書ではございませんけれども、やはり村長に対してその計画書という形で報告をいただいたわけでございますので、あくまでもその中で私は検討すべきことが行政に課せられた使命だろうというふうに思います。

坂本議員がおっしゃるように簡便な方法を使ってやる場合においても、やはり採算性というものをきちんと考えなければ事業として成り立たない。それを誰がやるかという問題がついて回るわけであります。坂本議員ご承知かと思っておりますけれども、私によりました蓬田村農業法人組織設立計画書では株式会社アシストがその中核をなすというように計画されていたわけでございますけれども、ご存じのとおり株式会社アシストにじゃ今の事業を持たせるということが正しい方法か、正しい選択方法かと申しますと、私は現在の状況では無理であると。

また、もう一つ問題なのが、製造されたペレット、そのペレットそのものを温泉で全て使うという計画内容でございます。それらの計画内容をきちんとした裏づけを持ってやれるのかどうか、ここが肝心なところだと思います。また、ボイラーにつきましても、例えばペレットに問題があった場合、どうしてももう一つのボイラー、現在使っている油でやるボイラーが必要だという議論もございます。そうすると二重投資、三重投資になる可能性もありまして、この問題については坂本議員が質問されたように民間の、民間のといえますか、その簡易な方法で製造する、要するに単費で製造してもその採算性がとれるかどうかというのをしっかり計画しないと私は無理ではないかというような感じがします。したがって、先ほど課長から答弁いただいたように、このままでは実施は難しい。そうすればどうするかという問題ではありますが、もう少し検討させていただきたいというのが私の本音であります。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 私が考えてもいろいろな、ホタテの残渣処理施設に数億円のお金もかかっているし、大変だということはわかっておりますけれども、ただちょっと気になったのが、村長は前からこの農業法人化検討委員会を村が正式につくったものでないということで役場が一切関与していないような話をしているので、ちょっと理解できないので質問しますが、これは役場の職員が担当しておりますし、コンサルタントも雇ってこの計画書をつくってきたわけで、このコンサルタントの料金とか、職員の給料というのは役場が一切払っていないのか、蛇足ですが質問します。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 先ほどお話にありました、この計画書をつくった組織というのが村担い手育成総合支援協議会という組織でありまして、その中の事業としてやっております。担い手育成協議会の会長が産業振興課長ということで、各団体から委員が出ております。その事業の中で項目ごとに、この場合は農業法人組織化ということで検討委員会をつくっております。それがどういう形かと、担い手育成協議会の中で委員を、村の方を任命しているという形です。

あと、事業の予算としては県から担い手育成協議会が補助金をもらって事業をやっていという形になっております。以上です。（「私から補足します」の声あり）

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 坂本議員の今質問の中に、村長はこの協議会に対して理解を示していないような考え方でございますけれども、実はこれ行政組織ではございません。行政組織であれば当然村長から委嘱状なり、嘱託状なり、そういうものが出されてこの協議会が動くという性質のものだと思っております。したがって、私は県が働きかけをして村の主なる団体に呼びかけをしてつくられた組織であるというふうに考えておりますので、その計画を報告された場合に、その計画に従って私がやるという、そういうある意味拘束されたものではないというふうに私は思っております。あくまでも行政に対して提案していただけるという形のものだと私は考えておまして、それを粗末にするということでは決してございません。それを参考にしながら行政として、まず村のトップとしてそれをやるかどうかということの判断をさせていただくための資料だというふうに考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 予算の面で県から助成金が来て、それで運営しているということになれば、その組織の中で会計の報告とかなければいけないわけですね。幾ら助成金をもらって、幾ら使ったのか、そういうのが一切私ども委員に対しても報告がないし、残金があればそれは返還しなければいけないということになるわけですね。そういうのが不透明であるし、役場が、職員が実際かかわっているので、そういうのは後ではっきりさせていただきたいと思えます。

次に、2番目の国保税についてお伺いをいたします。

村長は前に国保会計に対して、ほかの国保以外の社保とかそういうものとの関係で村

の税金を国保に繰り入れしてやるということに対して私は批判的な考えを持っていたというふうに捉えておりました。つまり国保に加入していない人たちの税金を国保へつぎ込むということはだめだというふうに捉えたわけですが、村長は今でもこのように考えておるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） ご質問にあったように、私はやっぱりそれは公平を欠くというふうに考えております。その根拠として申し上げますと、他の保険者が実施する制度、いわゆる共済組合なり、国保組合なり、あるいは社会保険なり、それらに加入する世帯も半数以上ございますし、国保に加入している人が現在1,000人ちょっと余りですが、残りの村民は2,000人以上がそれらの他の保険に入っているということを考えますと、やはり国保に一般財源をつぎ込むにはそれなりの了解が必要だというふうには思うわけがあります。他のじゃ保険に対して手厚く助成する制度はあるかというのと、これもまたないわけで、社会保険等に加入している方々も健康保険の、何ていうのですか、保険料っていうんですか、これらに対しては非常に苦しんでいる状況であるというふうに私は思っています。いずれにしても公平性をどのように確保するかということが政策上の問題だというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 私は村長のその答弁というのは全く理解できないのです。国保会計の税金を、他の社保で国保税を回すということなら、これはだめですよ。また、逆にほかの社会保険の集めた保険料を国保会計に入れるということも、これは当然できないということです。ですから、村長が無理だと言っていることは、一般の国保に加入していない人の納めた税金、住民税、固定資産税、自動車税、いろいろあるわけです。その税金を国保に投入するということは、それらの国保に加入していない人のことを考えるとできないということになってしまいます。つまり、農家の人が納めた税金は農家以外の漁業とか、商業とかやっている人に納めるには農家の人の許可がないといけないという感じに捉えられるわけです。集めた税金はどのように使っても私はいいと、これが基本だと思いますね。ですから、村長の言っている意味が全く理解できないわけですが、これは私だけでしょうか。再度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 税の体系の全ての問題にかかわる問題でございまして、集めた税

金はじゃ何に使ってもいいかということになりますと、これもまた議会がある中で財源を使っていくということが基本でございますので、その了解が得られればという条件がつくとは思いますが。しかし、いわゆる国保特別会計という制度を設けまして、その中で国保の場合もいろいろな制度の、社会保険等の場合もその制度の中で独立採算性というものを求めて各制度が成り立っているわけでございますので、その中で足りなくなったから、じゃ一般財源を突っ込んで、村が保険者でありますから税を使ってそれをやるべきだという議論になるかと思うのであります。私はやはり独立採算制というものを基本にそれを確立することがまず基本であって、社会保険も同様であります。率を上げたりしております。したがって、社会保険そのものも独立採算制を敷いている中で、国保は特別に村が財源を一般財源から投入するということではやはり不公平があるのではないかというのが私の議論の根本であります。保険者としての努力の問題もあるのかとは思いますが。それはやはり滞納を少なくする努力、あるいは医療費を削減する努力、こういった努力も重ねながら国民皆保険というものを維持するのが市町村の役割だと、私はそう思っています。これは歴代の市町村長もそのように考えてやってきたことだと私はそう思っています。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 私は前の課長に質問いたしました、一般会計から国保会計に繰り入れすることは法的に違法なことなのかということに対しては、総務課長は違法でも何でもない、どこの市町村でもやっているということでありました。ただ、県や国というのはそういうことをしてはならないというような通達みたいな、そういうことはしてはありますが、法律的にはそういうやってはいけないということではないわけで、今現在も国保税の、国保会計が赤字のときは一般会計から繰り入れしています。ですから、入れても何ら問題はないわけです。私になぜ国保がこれほど苦しいのかといえば、きのうも言ったように国の負担金が50%、前言ったように今25%ほどしか負担していないのです。ですから、その分、国保加入者は苦しく、重い国保税を課せられているというのが実態です。

弱い立場の人たち、また一般の社会保険に入れない人は全て国保に最後は入ってくるわけで、全ての人が社会保険に入らないといけないわけですね。これ義務ですから、この一番弱い立場の人たちが入っている国保というのは、ご存じのように滞納も今、3,500万円もふえているわけです。今村長が言うように独立採算性でやれというきれい

ごとを言いますと、国保税をもっと値上げしないとやっていけません。そうしますと、さらに払えない人がふえて滞納者がふえ、滞納額もふえていくという悪循環になるわけで、この悪循環をなくすためには今やはり一般会計からの繰り入れをして、国保税を安くして払えるようにするというのが私は正当なやり方だと思うわけであります。その点について、これ2番目の質問に入ってしまったけれども、国保税が高すぎて払えないということに対して村長はどのように考えているのか含めて答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） きのうも決算審議の中で国保税が高過ぎるということに対して若干の議論をしました。国保税が高いというのは、以前よりもやはり国の負担金さがり、そして税が高くなっているから、その分が高くなっている理由なのだとということでございます。

先ほど言いましたように、独立採算制ということを敷いている国保制度でございますので、国保税というのは1つの目的税という考え方、要するに国保を運営するための税金であるというふうに考えられるわけであります。それは、例えば現在、独立採算制だから税をアップするとますます悪循環になるので税を安くしたらどうかという議論だったと私、今質問の中から出できたわけでございますけれども、これは他町村との比較の問題で申し上げますと、私たちの村蓬田村では、県の国保連から出されている資料で25年版でございますけれども、1人当りの保険税は40市町村中15番目で9万5,549円、1世帯当りの保険料も上から15番目で18万5,000円余りとなっているわけです。県平均で並べますと、とりわけ高いというふうな形ではありません。

しかし、この悪循環に陥るといふところは、国保税の場合はやはり前年度の所得を基準にしているわけございまして、前年度、例えば勤めていた方がことし退職、あるいは仕事をやめて国保に入った場合、それが負担できるのかという、そこに大きな問題があるというふうに私は思っているわけであります。要するに収入が少ない世帯というのは、昨年はあったけれども、ことしはないという世帯が非常に多いことがあるかと思っています。介護保険、それから高齢者医療の負担金、これらの両制度の負担が非常に国保会計にも重くのしかかっているというのが現実でありまして、じゃ税を安くした場合、それを賄い切れるのかということ、私は無理だろうと思います。ですので、私は当面、現在の税を確保、確保というか、上げないようにしながら、先ほど申しましたように、安定化のための政策を展開するように努力していくというのが正しい方法だと、私はその

ように思っております。

そのときは税を安くするという考え方でございますけれども、結果として、ここ数年は赤字になった分を税に負担させないために最終的な補正予算ないしは専決予算でこれらを補填しております。坂本議員がおっしゃるように最後のとりで、保険の最後のとりでということになって出てきますけれども、やはりそれを堅持するためには、皆保険というものを堅持するためにはこの赤字補填ないしはそういったものの助成というのはやむを得ないものだろうと。したがって、全国各市町村も一般財源を積み込みながら国民皆保険を堅持しているというふうに私は解釈しています。したがって、全く私は独立採算制でありますから税率を上げてこれを堅持せよという議論ではありません。どこまでもお互い努力しながら頑張っていきましょうという考え方で国保は進めざるを得ないというのが私の見解です。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） これほど国保会計が赤字になっているというのは異常なことであります。滞納額も多いということは、この制度そのものが欠陥だという証拠なわけです。何せ国はこういう無理な制度を押しつけて自分たちは払わないのですからね。国保加入者に払えと言っても、国は先ほど言ったように前は50%負担していたわけです。その25%は払っていないんですよ。自分たちは、国は払っていないのに住民には払えと言うのはおかしいでしょう。ですから、この制度そのものが欠陥だということで、住民を助けてあげられるのは村政しかないわけです。ですから、赤字になったからやむを得ず繰入をしていますけれども、その前にもっと国にかわって交付金から捻出をして幾らかでも安くするようにやればよいということを私は主張しているわけです。

次に、3番目ですけれども、村民の働き場所の確保についてお伺いをいたします。

今、ここは昔から農村地帯でありましたけれども、どこの家でも7割から8割の家はお米をつくっていた純農村地帯であります。その中にも専業農家というのは数少なかったかもしれませんが、40年ほど前は少なくとも40%以上は専業農家であったわけですが、今現在はお米をつくっている農家は200軒を切って百八十何軒かしかありません。1,000軒あるとすれば割合は18%なわけで、専業農家といえどもさらに数%しかありませんけれども、村が農村でなくなるということは、そこで住む意味が、住家理由がなくなるわけで、よその土地へ仕事を求めて移住するということになります。この村の人口を減少させない産業を発展させていくためには村で何かの職場を確保する必要があ

るというふうに私は考えるわけですね。手っ取り早いのが隣の青森市などへ働きに行けば、これは簡単なわけです。これだけではなく、私が求めたいのは、もっとこれから若い人たちの働き場所をつくれるような、そういう環境を村で支援できないかということなのですが、これについて村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） おっしゃるとおりだと思います。この問題は今始まった問題ではなくて、もう何十年來この問題をやってきているというのが現実でございます。そうは申しましても、現在の姿というものを根拠にお話をしなければいけないわけでございますので、村の長期総合計画ということをまず念頭に置いてお話をさせていただきます。

長期総合計画の中では確かに企業立地、あるいは企業誘致、あるいは雇用確保ということについてはうたってはおりますけれども、具体的な内容というのは触れられてはいないわけでございます。あくまでも行政計画という形でございますので、民間の投資計画であるとか、そういったものとはまた違った意味を持つわけでありまして。

行政という立場で、じゃ地域振興をどう考えるのかということと全く私はイコールだというふうに考えておりますけれども、やっぱり企業立地、今坂本議員がおっしゃったように村独自で雇用対策を考えるという場合には、やはり企業の立地や企業誘致や、あるいは6次産業化などの産業おこしと言われるものが、それをやらないとその目的が達成されないのがわかることでございます。

村として何ができるかということ考えた場合、やっぱり民間投資というものをどのように呼び込むのか、あるいは民間投資をどのようにして起こしていくのかということが最大の目的でございますけれども、私どもができる行政の範囲であれば例えば、他の市町村がやっておりますように工業団地や商業団地の造成、分譲とか、あるいは何らかの利子補給をしてあげるとか、あるいは固定資産税の軽減をしてあげるとか、そういった対象が行政にできる範囲であろうと私は思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） よく私が議員として住民から質問されるのは、若い人たちの働き場所をぜひつくってほしいということを言われます。もっともなことです。ただ、村長が今言ったように、工業団地をつくるとか、企業誘致をするとか、そういうことは他の市町村でもやって、ほとんど失敗しています。青森の工業団地などは、これが原因で赤字を抱えているところもあるわけです。ましてや、こちらではないんですが、大きな工

場を誘致したら四、五年の間に撤退されて、その自治体は何十億円も投資したのに無駄になってしまったという例は後を絶ちません。

ぜひ、こういう企業誘致とかそういうことにこだわるのではなく、私は1人でも2人でもいいから何か物をつくる、そういう意欲のあることに対して村が手助けをする、事務所を、どこかの施設を、あいているところを貸してあげるとか、そういう種をまいて育てるといところから始めないといけないと思います。例えば広瀬の伝承館なども利用しながら、そこに事務所を構えながらものづくりの研究をするとか、そういうことも考えられると思います。今では有名なウィンドウズをつくったビル・ゲイツ、アップルのスティーブ、それからパソコンメーカーのゲートウェイなども、ほとんどがガレージ、自分の家の車庫からスタートしているということがあるように、意欲のある人たちはそういうところからまずこつこつとやって事業を大きくしていきました。そこに対して村が少しでも手助けできるということになれば、1人2人で起こした企業が順調に軌道に乗れば10人の雇用もまた生まれるということがあります。大上段に企業誘致だけを叫んでいるのであれば何十年たっても変わらないし、蓬田に企業が来るといことになれば競争相手が多くて、とても不可能だというふうに私は思うわけですが、村出身でなくてもそういう者に対してぜひ村独自の対策をとれないのかということを含めて再度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この問題に関しては全く理論的にはそのとおりだと、私はそう思っています。実際それを展開するために何が必要なのかということが根本にあるわけでございまして、それは1つにはやっぱり土地の利用条件なり、あるいは市場をどこに求めて何を展開するかといった、いわば市場のマーケティングというんでしょうか、そういったものもはっきりさせなければいけない。若者が働けるようなそういう事業所の性格というのはじゃどういったものなのだろうか、人がどんな能力を持ってその事業を展開するのだろうか、その人材をどうやって確保するのだろうか、もう考えたら切りがないくらい考えなければいけないことがたくさんあるわけです。その中で雇用を確保する、小さくても、1人でも2人でもというご発言があったように、私も1人でも2人でもというふうな、そういう企業おこし、産業おこしは必要だというふうには考えておりますが、何にしてもいわゆる資本主義社会、市場主義でございますので、やっぱりそれに合った事業展開をしないとすぐに潰されてしまうということでございます。したがって、

もう少し事業を行うに当たって利益を確保するように、自分たちが独立採算性をとれるように、そういった考え方をきちんとするための政策を私はまずとるべきであろうと。その中で村がどのような助成の仕方ができるのか、そこを考えていかなければならない時期だろうというふうに思います。もはや、人口減少が始まって大分なるのですが、その辺の抜本的改革をすることが私は今の蓬田村を支えるための政策ではないだろうかというふうに思っています。

ただ、村として公営企業がいいのか、あるいは私企業がいいのか、そういったものを区分けし取り外してもうかる部分、要するにもうかるというのは懐が肥えるというのじゃなくて会社が経営できるような、そういったような資源というのはどこにあるのか、もう一度立ち返って考えてみたいというのが私の考えであります。当面既存企業、私は株式会社アシスト、株式会社蓬田紳装に対しては重点的にその力を注いで、できる限り村の人の雇用の場を確保したいというふうに考えております。以上です。（「以上で私の質問を終わります。ありがとうございました」の声あり）

○議長（木村 修君） 以上で、4番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 5番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第2、5番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） おはようございます。住民の皆さんもご苦労さまです。また、隣の議員さんも大変ご苦労さまです。

本日、私からは2つほど質問いたします。

初めに、小・中学校の自然体感教育ということについて伺いたいと思います。

小学6年生と中学3年生の高学年生になったとき郷土の観光地、つまり黒滝、大倉岳、赤倉岳、袴腰という観光地を教えながら、日常のストレス解消も兼ね、課外授業を取り入れることがこれからの教育行政には大切なつながりを持つと考えております。

そこで質問いたしますが、現代社会において子供もストレスを抱えるような時代です。自分の足で歩き、汗を流し、マイナスイオンを感じながら森林を進むということは心身のリフレッシュにもつながります。そして、目的地に達したときには達成感を覚えることでしょう。ぜひ当村の教育にも自然体験を生かした授業を取り入れるべきと考えますが、どのようにお考えか、答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 今、久慈議員から言われたように、この蓬田にはすばらしい自然があります。蓬田三山、黒崎。日ごろから私は、この自然に恵まれた蓬田村ですので、ふだんの授業から、ただ教室だけではなくて身の回りにある花、木、さまざまなものを、出かけてくださいということはお話ししてあります。ということで、各小・中学校とも自然体験的な学習は結構なされています。ただ、今言われた山登りとか、それについては特殊でございますので、でもやっぱり絶対、確かにここであるわけですから、やっぱり行ったことがあるとなると絶対違ってきますので、今出されました久慈議員の意見、本当にいいことだと思っています。これまた学校と協議しながら前向きに進めていきたいなと思っています。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今教育長のほうから前向きな考えで進めていきたいという答弁がございましたので、現段階においてはリーダー研修というのがございます。これは希望者のみでございますので、私は学年生徒全員で参加することによって意味シンチョウがあると思います。自然の中で覚えた知恵は大人になっても忘れることがなく、生かされる時があると思います。そして、郷土を愛する心を培う、そのような役割も兼ね備えるものと信じます。学校の週休二日制に伴い授業日数がおぼつかないとは思いますが、以前道徳という科目がありました。しかしながら、先ほど申し上げたように、週休二日制の授業日数がおぼつかないということから、そういう課目も廃止になっております。しかし、近年ではそういう道徳が再度見直され、取り入れている学校も出てきました。社会人になって物事を考え、工夫したり判断や処理をする能力というのは、今教育長がおっしゃったように机の上では教えません。課外授業の役割を認識し、高齢化に向けた実現に向けて踏み切っていただきたいものと思います。

そして、都会では子供の自殺、または子供を巻き込んだ複雑な犯罪が多様化してきているように、子供のうちにリフレッシュの仕方を覚えることにより、大人になっても上手にリフレッシュをし、ストレスをためず、生き抜く力を身につけることにより、我が県でも短命県、この返上に結びつけることができれば何よりではないでしょうか。ぜひ、この今の私の課外授業は必要不可欠であり、新教育長も責任を持って学校のほうと話し合って、ぜひ進めていきたいものと思います。それでは、再度答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 今言われた久慈議員の中で1つ訂正したいことがあるんですが、

週休二日制になって道徳という教科はなくなっておりません。やっております。（「ああ、そうですか」の声あり）

ただ、こういういろいろな事件とかさまざまなことが起きているということで、今、国としては道徳を特別な教科ということでやるということで、実際やっておりますので、その辺ご理解願います。

それから、確かにすごくいいことだと思っています。ただ、今どこの学校も毎年、毎年1年間の行事、あるいはいろいろなものを反省しなから次年度の計画、これは大体2学期終わると教育課程編成等職員います。そういう意味では、さまざまな行事がある中で、またこういう山登りとかさまざま入ってきますと確かに大変なことは大変だと思います。ただ、実際やれるとすれば、やっぱり長期休業かなというふうなことも考えております、夏休み中とか。そういうようなこともいろいろ工夫しながら小・中学校の先生方と協議していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 教育長は以前、学校長を勤務してこられたように、校長会では仲よくやってきたとは思いますが、今度は村の教育長として教育の場に責任重大なポストにおりますので、ぜひ学校長と逆に仲よくするのではなく、論議をするぐらいの構えでこの件に対して取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、2番目に入ります。

ひとり暮らしの老人世帯の除雪についてということでございます。3月議会にも質問しましたけれども、ひとり暮らしの要介護のお年寄り世帯の除雪車の置いていく雪を片づけることができないということで、対策を講じて解決していただきたいと思って質問に至ったわけですが、きのうの決算書の中の一般会計に除雪機等購入費等ということで関連にて質問いたしましたけれども、引き続き本日改めてこのことに答弁を求めたいと思っております。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 25年度ですね、2台の除雪機を購入いたしまして自治会単位で使えるように置いてございます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） なかなか除雪車の置いていく雪を行政が責任を持って片づけるとするのは、これまた大変で、できないとは思いますが、しかしながら、現に1人で暮らし

ているお年寄りの中で要介護が、要介護ということは介護認定者なわけですね。そういう人が元気なお年寄りと肩を並べて、じゃ除雪を、入り口に置いていった雪を片づけることができるかといえば、これはとてもじゃないけれども、足をひいたお年寄りやつえをついたお年寄りができないわけですね。こういうのはやはり自治会の首長さん方々と1つ話題にさせていただき、課長会議を開きながら、どのような懇談会を持って取り組んでいけばいいのか、こういうことを念頭に置いて推し進めていただきたいと思います。

そして、今現在でもそういうお年寄りがいるように、これからはもっともお年寄りがふえていきますし、また男と女の平均寿命を見れば男のほうがはるかに早く亡くなっております。そして、女性の方が1人、お年寄りが残るわけですがけれども、もっとも我が村もこういう事態には陥ってくるということが言えると思います。そのときにやはりそういうひとり暮らしのお年寄りが冬期間どのようにして過ごすかということを分別した場合、ぜひ必要だなということを役場職員も、また村長、そして私たち議員も真剣に考えてこれを進めていかなければならない、そう思いますので、村長、もしよろしければ答弁をお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この問題は毎年のように出されているわけございまして、高齢化社会に向かっていますこの問題が深刻になってくるというふうに、久慈議員がおっしゃるとおりであります。その背景にはやっぱり昔のように隣近所お互いが地域で支え合うという、そういったことがだんだんなくなってきた。要するに若い人がいなくなってきた、年寄りが年寄りを介護する老老介護という言葉が地域の中でも起こってきているんじゃないかなというふうに思います。やっぱり根本的な解決方法といいますと、現在融雪溝も大体今のところ6割か7割ぐらい、あと瀬辺地地区、広瀬地区、それから阿弥陀川地区という形でまだ残されておりますけれども、この融雪溝を設置してどのぐらい軽減されるのか。あるいはまた、今おっしゃられた要介護、介護を必要とするお年寄りが自宅で暮らすためにはどのようにするかということを考えますと、やはり除雪隊のような組織が必要ではないかという結論に達するかと思います。この場合、私たちが、蓬田村役場の職員もボランティアとしてその活動をするわけでございますけれども、村の、今おっしゃったように自治会の皆様にも協力をお願いしながら、この除雪隊というものを編成していく必要はあるだろうというふうに思います。

その場合、有償か、無償か、要するに賃金を払うか、払わないか、あるいは除雪隊

の編成のその人的な内容をどうするか、これらにかかって自治会組織とやはり協議して、あずましい冬を過ごすというのを実現したいというふうに思います。したがって、議員の質問にあるとおり、できるだけ行政懇談会、あるいは別の組織を立ち上げて話し合いをすることが今後必要なことだろうと思っております。

皆様方にも予算面とかさまざまな面でいろいろとお願いをすることにもなるかと思いますが、当面そういう組織というものをもう少し考えて協議してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） きノウ自治会の名前は挙げないということでしたけれども、きノウも自治会の名前は挙げませんけれども、ある地区のお年寄りが昨年、冬の雪を苦にして、要介護の認定者でしたから施設に入りました。そうしたら、春になっても自宅には戻らず、施設のほうは何ぼあずましかったかわかりませんが、そういうふうに陥ってしまいました。私たちは行政人としてやはり空き家をふやさない、そういう観点から捉えても、やはり元気に、介護が必要なながらも元気に自宅で過ごしていただくことを目的として進めていかなければならないということを私は考えております。そういう意味でも、やはりそういったことに手助けを行政がどのような形でできるのかというのを真剣に議論する時期にはもう入ってきている、このように思っております。

そしてまた、施設のほうも、前はそうじゃありませんでしたけれども、現在では地域密着型になっておりますから、本来地域にある施設は地域の人が入らなければならないわけです。しかしながら、ある自治会の人が入りたかったけれども、その施設はちょうどあいておりました。しかしながら、多町村の人が入る予約が入っていたわけですね。そのために入ることができない、そういうことで、しかしながら残念なことに、その人は川に落ちて離岸堤で発見されて、残念な結果で亡くなってしまいました。このようなこともございますので、やはり施設側の運営者にしてみれば確かに全室埋まっていれば経営は楽でしょう。そういうことを考えれば、あいている期間というのをできるだけ少なくしたいわけですね。しかし、そこで担当課のほうの職員のやはり知恵を働かせていただきたいのは、できるだけ、地域密着型でございますから、地域の人が手を挙げたのなら、予約が決まっていたかも知れませんが、いないわけではございませんから、入る人がいるわけですからと言って地域の人

をできるだけ優先していただきたい。それも事故を防ぐ手段の1つとなると思いますので、今後も一生懸命担当課には勉強していただいて、そういうこともクリアできるよう最後をお願いを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、5番久慈省悟君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時47分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員